

自動運転車の安全性能確保策に関する検討会の設置について

1. 趣 旨

近年開発が進められている自動車の自動運転は、交通事故の削減のみならず、高齢者等の移動手段の確保や物流の生産性向上など、社会が直面する様々な課題の解決に資するものとして、早期の実用化が期待されている。

このため、国土交通省では、本年6月に開催された第6回デジタル行財政改革会議において、2026年に見込まれる自動運転タクシーの実装に向けて、ビジネスモデルに対応した規制緩和等に取り組むとともに、認証基準等の具体化による安全性の確保、事故原因究明を通じた再発防止、被害が生じた場合における補償の観点から、自動運転タクシー実装のための制度構築を進めるとしたところ。

これを受け、今後の自動運転タクシーの社会実装のための制度のあり方について、短期集中的に検討を行うため、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に「自動運転ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が設置された。

このうち、「認証基準等の具体化による安全性の確保」については、技術的かつ専門的な検討が必要なことから、ワーキンググループの下に「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」を設置するものとする。

2. 構成員及び運営

- 本検討会の構成員は、有識者の委員、関係省庁等のオブザーバーにより構成するものとし、資料1のとおりとする。
- 検討会の運営は、別紙のとおりとする。
- なお、本検討会の結果については、自動運転ワーキンググループに報告するものとする。

3. 検討項目

「認証基準等の具体化による安全性の確保」に関して、以下の項目について検討する。

- ① 「保安基準の細目告示／ガイドラインの具体化」
- ② 「アップデートした保安基準／ガイドラインへの適合を求める仕組み」

4. 検討スケジュール

- | | |
|-------|------------------------|
| 10月 | 第1回検討会を開催 |
| 今冬～3月 | 複数回WG開催 |
| 本年度中 | 検討内容とりまとめ、ワーキンググループへ報告 |

自動運転車の安全性能確保策に関する検討会 設置規約

第1 名称

この検討会は、「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

第2 目的

検討会は、「認証基準等の具体化による安全性の確保」に関し、①「保安基準の細目告示／ガイドラインの具体化」及び②「アップデートした保安基準／ガイドラインへの適合を求める仕組み」について検討することを目的に設置する。

第3 座長

検討会に座長を置く。

2 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

第4 検討会の委員

検討会の委員は、委員名簿のとおりとする。

2 検討会の委員は、検討会の目的において必要と認められる場合、座長により追加できるものとする。

第5 委員等以外の出席者

座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

第6 議事の公開

会議は、自動車製作者等の車両開発の状況等、機微な情報が含まれることから、検討会は原則、関係者以外非公開とする。ただし、特段の理由がある場合を除き、議事要旨と配付資料は公表する。

第7 守秘義務

委員は、検討会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8 庶務

検討会の庶務は、国土交通省物流・自動車局が務める。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

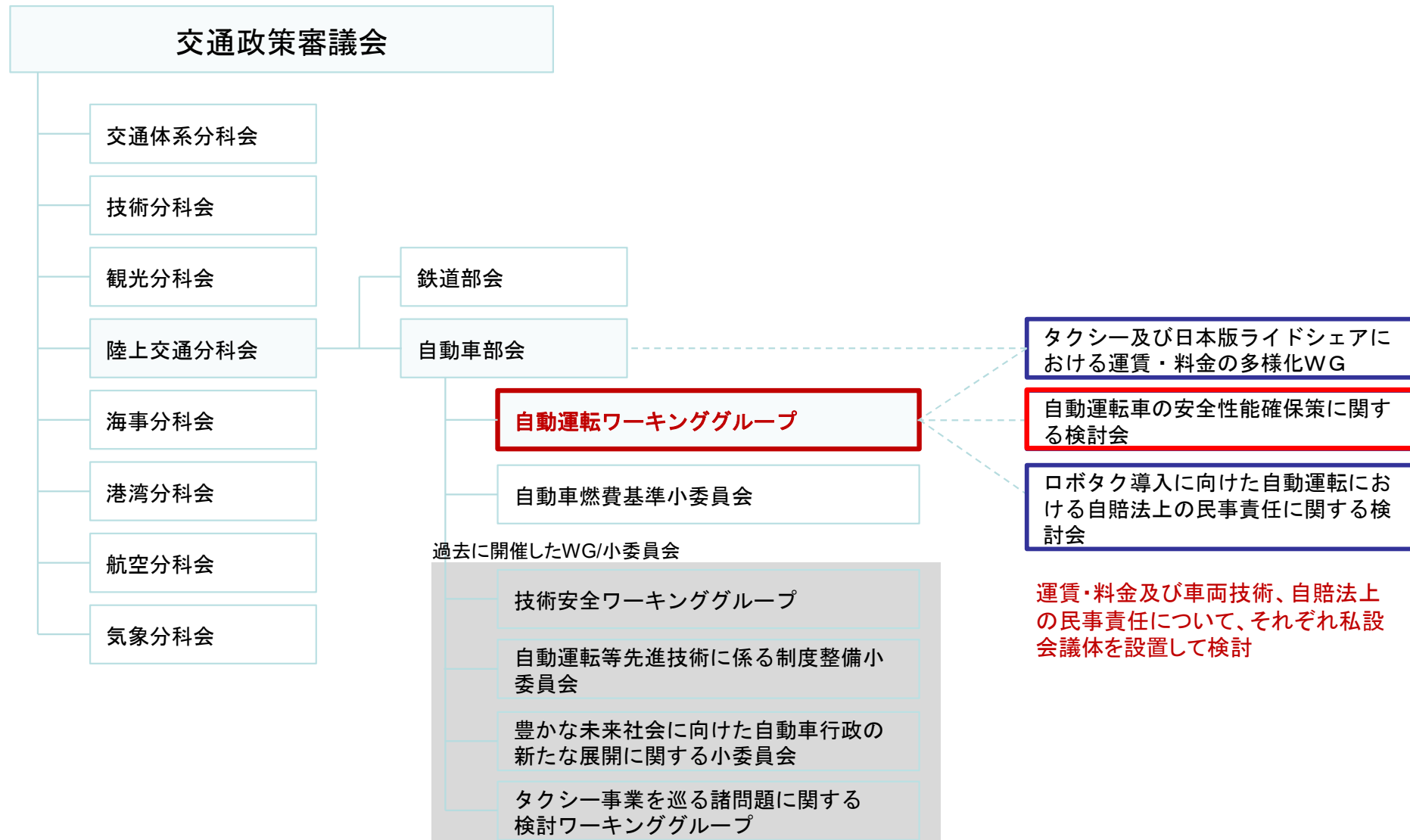
（附則） この要領は、令和6年10月17日から施行する。

○ 交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会運営規則（抄）

（ワーキンググループ）

第 1 条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適当であると認めるときは、部会の議決とすることができる。



※★は短期◆は中長期出口イメージ
【 】内は主な担当省庁

責任判断(※最終的には裁判所が判断)

⑬◆製造物全般に及ぶ製造物責任について調査・検討【消費者庁他】